

改 正 案	現 行
<p>第四号の二様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u>(1)</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 代表者の役職氏名(2) 本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称(3) 印 署 名(4) 代理人の住所又は所在地 事務連絡者氏名(5) 連絡場所 電話番号</p> <p style="text-align: center;">届出の対象とした募集又は売出し</p> <p>募集（売出）外国投資信託証券に係るファンドの名称 募集（売出）外国投資信託証券の形態及び金額(6)</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所</p> <p>名 称 所在地 (本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)</p> <p>第一部 証券情報</p> <p><u>第 1 外国投資信託証券（外国投資法人債券を除く。）</u> (イ)～(ワ) (略)</p> <p><u>第 2 外国投資法人債券(12-2)</u> (イ) 銘柄 (ロ) 外国投資信託証券の形態等(7) (ハ) 券面総額 (ニ) 各外国投資法人債の金額 (ホ) 発行（売出）価額の総額(8) (ヘ) 発行（売出）価格(9) (ト) 利率 (チ) 利払日及び利息支払の方法 (リ) 償還期限及び償還の方法 (ヌ) 募集の方法 (ル) 申込証拠金 (ヲ) 申込期間及び申込取扱場所 (ワ) 払込期日及び払込取扱場所 (カ) 引受け等の概要(11)</p>	<p>第四号の二様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u>(1)</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 代表者の役職氏名(2) 本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称(3) 印 署 名(4) 代理人の住所又は所在地 事務連絡者氏名(5) 連絡場所 電話番号</p> <p style="text-align: center;">届出の対象とした募集又は売出し</p> <p>募集（売出）外国投資信託証券に係るファンドの名称 募集（売出）外国投資信託証券の形態及び金額(6)</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所</p> <p>名 称 所在地 (本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)</p> <p>第一部 証券情報</p> <p>(新設) (イ)～(ワ) (略)</p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>

- (ヨ) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債を管理する会社(11-2)
- (タ) 登録機関に関する事項
- (レ) その他(12)

第二部 発行者情報

- 第1 (略)
- 第2 発行会社又は管理会社の概況(37)
 - (イ) (略)
 - (ロ) (略)
 - (ハ) 発行会社又は管理会社の目的(39)
 - (ニ) 発行会社又は管理会社の沿革(40)
 - (ホ) (略)
 - (ヘ) 発行会社又は管理会社の機構(42)
 - (ト)~(ヌ) (略)
- 第3 (略)
- 第4 ファンドの経理状況(52)
 - 1 財務諸表
 - (イ) (略)
 - (ロ) (略)
 - (ハ) 投資有価証券明細表等
 - a (略)
 - b (略)
 - c 投資不動産の明細表(56-2)
 - d その他資産の明細表(56-3)
 - e 借入金明細表(56-4)
 - 2 ファンドの現況(57)
 - (イ) (略)
 - (ロ) (略)
- 第5 (略)
- 第6 (略)

第三部 (略)

(記載上の注意)

- (1)~(8) (略)
- (9) 発行(売出)価格
外国投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。
なお、「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (10)~(12) (略)
- (12-2) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債を管理する会社
 - a 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債を管理する会社(以下「外国投資法人

- (新設)
- (新設)
- (新設)

第二部 発行者情報

- 第1 (略)
- 第2 発行会社又は管理会社の概況(37)
 - (イ) (略)
 - (ロ) (略)
 - (ハ) 会社の目的(39)
 - (ニ) 会社の沿革(40)
 - (ホ) (略)
 - (ヘ) 会社の機構(42)
 - (ト)~(ヌ) (略)
- 第3 (略)
- 第4 ファンドの経理状況(52)
 - 1 財務諸表
 - (イ) (略)
 - (ロ) (略)
 - (ハ) 投資有価証券明細表
 - a (略)
 - b (略)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - 2 ファンドの現況(57)
 - (イ) (略)
 - (ロ) (略)
- 第5 (略)
- 第6 (略)

第三部 (略)

(記載上の注意)

- (1)~(8) (略)
- (9) 発行(売出)価格
「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (10)~(12) (略)
- (新設)

債管理会社等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件(外国投資法人債管理会社等に支払う手数料等)を記載すること。

b 外国投資法人債管理会社等が決定していない場合、委託契約を締結する予定の外国投資法人債管理会社等を記載すること。

c 「外国投資法人債管理会社等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

(13)~(16) (略)

(17) ファンドの関係法人

会社型外国投資信託証券の発行会社又は契約型外国投資信託証券のファンドの管理会社のほか、ファンドの運営に関与する関係法人(受託会社、引受会社、投資顧問会社(投資顧問会社から運用の指図の権限を委託された者を含む。))、資産保管会社、外国投資法人債管理会社等及び販売会社をいう。以下同じ。)についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。この場合において、資産保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについてのみ記載すること。

(18) (略)

(19) 投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別、地域別等による投資予定がある場合にはその割合を記載すること。

(20) 投資制限

a (略)

b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(21) (略)

(22)資産の評価

外国投資信託証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

(23)管理報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

(24) (略)

(25)その他

a (略)

b (略)

c 定款又は約款等の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(26) (略)

(27) (略)

(28)株主(受益者等)の権利

議決権、株主総会、受益者集会等に関する権利、配当・利息受領権、償還金の受領権、当該外国投資信託証券の買もどし請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及

(13)~(16) (略)

(17) ファンドの関係法人

会社型外国投資信託証券の発行会社又は契約型外国投資信託証券のファンドの管理会社のほか、ファンドの運営に関与する関係法人(受託会社、引受会社、投資顧問会社、保管会社及び販売会社をいう。以下同じ。)についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。この場合において、保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについてのみ記載すること。

(18) (略)

(19) 投資対象

投資対象とする有価証券の種類、投資基準及び種類別地域別等による投資予定がある場合にはその割合を記載すること。

(20) 投資制限

a (略)

b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける証券への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(21) (略)

(22)資産の評価

外国投資信託証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券の評価を含む。)、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

(23)管理報酬等

ファンドから支払われるすべての報酬及び手数料について、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

(24) (略)

(25)その他

a (略)

b (略)

c 定款又は約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(26) (略)

(27) (略)

(28)株主(受益者等)の権利

議決権、受益者集会に関する権利、配当受領権、償還金の受領権、当該外国投資信託

び消滅時期を含む。)及び権利行使の手續について記載すること。

(29)～(32) (略)

(33)投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。))、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。)を記載すること。

(34)～(38) (略)

(39)発行会社又は管理会社の目的

定款に規定された目的を記載すること。

(40)発行会社又は管理会社の沿革

創立の経緯、商号の変更、合併、事業目的の変更等主な変遷について記載すること。

(41)資本の額

有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額、発行会社又は管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における主な資本の額の増減についてもあわせて記載すること。

(42)発行会社又は管理会社の機構

投資運用の意思決定機構については、特に詳述に記載すること。

(43)大株主の状況

有価証券届出書提出日現在における発行会社又は管理会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(44) (略)

(45) (略)

(46)その他

a 発行会社又は管理会社の役員の変更について監督官庁、受託者、株主等による承認の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手續について記載すること。

b (略)

c 訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(47)その他の関係法人の概況

資産保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについてのみ記載すること。

(48) (略)

証券の買もどし請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手續について記載すること。

(29)～(32) (略)

(33)投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別(株式、公社債券等)及び有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。以下同じ。))ごとに金額(時価)及び投資比率(ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。)を記載すること。

(34)～(38) (略)

(39)会社の目的

定款に規定された目的を記載すること。

(40)会社の沿革

創立の経緯、商号の変更、合併、事業目的の変更等主な変遷について記載すること。

(41)資本の額

有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額、会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における主な資本の額の増減についてもあわせて記載すること。

(42)会社の機構

投資運用の意思決定機構については、特に詳述に記載すること。

(43)大株主の状況

有価証券届出書提出日現在における会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(44) (略)

(45) (略)

(46)その他

a 会社の役員の変更について監督官庁、受託者、株主等による承認の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手續について記載すること。

b (略)

c 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(47)その他の関係法人の概況

保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについてのみ記載すること。

(48) (略)

(49) (略)

(50) 資本関係

届出会社及び他の関係法人との資本関係を記載すること。

(51) ~ (56) (略)

(56-2) 投資不動産明細表

投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別（所有・それ以外の別等）、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(56-3) その他資産明細表

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取り引きされるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(55)、(56)又は(56-2)に掲げる事項）を記載すること。
- d 投資資産がc以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(56-4) 借入金明細表

借入先ごとに、最近2計算期間の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。

(57) ~ (63) (略)

(49) (略)

(50) 資本関係

届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(51) ~ (56) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(57) ~ (63) (略)